# 定 款



## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は株式会社弘電社と称す。英文では The Kodensha, Co., Ltd. と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当会社は本店を東京都中央区に置く。

(目 的)

- 第 3 条 当会社の営業目的は次のとおりとする。
  - 1. 電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事、消防施設工事、土木工事及び建築 工事並びにこれに関連する企画、設計、保守、監理及びコンサルティング業務
  - 2. 情報通信機械器具、制御・計測用電子機械器具、変電設備機械器具、工作機械器具、冷凍・空調機械器具、 昇降機・監視制御装置等の電気機械器具並びに部品の製造及び販売
  - 3. コンピューターシステムの開発、販売及び保守
  - 4. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理
  - 5. 蓄電池の再生処理及び販売
  - 6. 発電装置及び電力供給装置の販売及び設置
  - 7. 古物営業
  - 8. 労働者派遣事業
  - 9. 無人航空機使用事業
  - 10. 前各号に付帯する一切の事業

(機 関)

- 第 4 条 当会社は株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。
  - 1. 取締役会
  - 2. 監査等委員会
  - 3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告 をすることが出来ない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

# 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は400万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。 (単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

- 第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式 を売渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。
  - 2. 前項の請求があった場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株式の権利制限)

- 第 10 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
  - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予 約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定める もののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

- 第 12 条 当会社は株主名簿管理人を置く。
  - 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

(基準日)

- 第 13 条 当会社は毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度 に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
  - 2. 前項にかかわらず必要ある場合は取締役会の決議によってあらかじめ公示して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

#### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第 14 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は代表取締役が招集し、その議長となる。なお、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会において定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。また、代表取締役に欠員 又は差支えあるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

- 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる ものとする。
  - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準 日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
- 2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。 (決議の方法)
- 第 18 条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主 の議決権の過半数をもって行なう。
  - 2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の 3分の 2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

## 第 4 章 取締役、執行役員及び取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は 10 名以内、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 21 条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。
  - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行なう。
  - 3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。
  - 4. 当会社は会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
  - 5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

- 第 22 条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 2. 監査等委員である取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会終結の時までとする。
  - 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

- 第 23 条 当会社の代表取締役は取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、選定 する。
  - 2. 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。

(執行役員)

第 24 条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。 なお、執行役員は取締役(監査等委員である者を除く)が兼務することができる。また、執行役員の身分、 職務等については執行役員規程に定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 25 条 取締役会は代表取締役が招集し、その議長となる。なお、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会において定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、その議長となる。また、代表取締役に欠員又は差支えがあるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
  - 2. 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員である取締役は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会招集の通知は会日の少なくとも 3 日前に各取締役に対して発する。ただし緊急の必要あるときは これを短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数をもって行なう。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該 決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第 29 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

- 第 31 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。 (取締役の報酬等)
- 第 32 条 取締役の報酬等は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任限定契約)
- 第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく 責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 34 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第 35 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある ときは、この期間を短縮することができる。
- 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。(監査等委員会の決議方法)
- 第 36 条 監査等委員会の決議は監査等委員の過半数が出席しその出席監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 37 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は 記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 会計監查人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の 時までとする。
  - 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

#### 第 7 章 計算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
  - 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
  - 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第 55 条 配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
  - 2. 未払の配当金には利息をつけない。

# 附則

(監査役の責任限定に関する経過措置)

第 141 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む)が任務を怠ったことによる損害賠償責任 を限定する契約については、なお従前の例による。

(沿	革)
\ i'ı	#4/

(11	1 平/										
	大正 6年 6月25日制定		昭和 23 年	7月29日		昭和 46 年	5月28日		平成 14 年	6月27日	
	大正 9年 6月21日		昭和 25 年	4月22日		昭和 48 年	5月30日		平成 15 年	6月27日	
	大正 9年12月27日		昭和 25 年	7月25日		昭和 49 年	5月30日		平成 16 年	6月29日	変
	大正 13 年 12 月 23 日		昭和 26 年	2月28日		昭和 50 年	5月30日	変	平成 17 年	6月29日	
	昭和 8年 8月25日	変	昭和 26 年 1	12月24日	変	昭和 56 年	6月29日		平成 18 年	6月29日	
	昭和 9年 1月10日		昭和 30 年 1	12月21日		昭和 57年	6月29日		平成 20 年	6月27日	更
	昭和 11 年 8月 3日		昭和 31 年	6月21日		平成 3年	6月27日	更	平成 21 年	6月26日	
	昭和 11 年 12 月 26 日	更	昭和 31 年 1	11月22日	更	平成 4年	6月26日		平成 22 年	6月29日	
	昭和 12 年 6月 25日		昭和 32 年	6月14日		平成 5年	6月29日		平成 25 年	6月27日	
	昭和 15年 2月26日		昭和 34 年	6月19日		平成 6年	6月29日		平成 29 年	6月29日	
	昭和 21 年 6月 20 日		昭和 35 年	6月21日		平成 7年	6月29日		平成 30 年	6月28日	
	昭和 22 年 12 月 24 日		昭和 37 年	6月27日		平成 8年	6月27日		令和 2年	6月25日	
	昭和 23 年 4月 16日		昭和 38 年	6月28日		平成 9年	6月27日		令和 4年	6月24日	
	昭和 23 年 6月 16日		昭和 39 年	5月28日		平成 11 年	6月29日				
	昭和 23 年 7月 29 日		昭和 43 年	5月30日		平成 13 年	6月28日				